

三重県農村災害ボランティア〔農村災害お助け隊員〕活動計画

1. 目的

県民の財産である農地や農業用施設に災害が生じた場合、地方公共団体等の行なう災害査定に関する作業について、地方公共団体の依頼により無償で協力し、活動を行うことにより速やかな復旧作業を促進し、もって県民の福祉を回復することを目的とする。

2. 活動計画の対象

ボランティア団体〔農村災害お助け隊〕に登録した人（以降ボランティア（隊員）と称す）を対象とする。

3. ボランティア（隊員）の活動内容

- (1) ボランティア派遣申請のあった地方公共団体での災害査定に関する作業に対する支援。
- (2) ボランティア活動の円滑な推進のためボランティア団体事務局が開催する研修会に積極的に参加。

※ボランティアの具体的な活動は、災害査定に関する現場の測量、写真撮影、設計数量の算出などの助手である。

4. 活動に要する経費

- (1) 3.（1）に要する経費は無償とする。但し保険への加入は団体事務局が行なう。
- (2) 3.（2）に要する経費のうち交通費は支給。その他は無償。
- (3) ヘルメット、合羽、軍手は事務局より貸与あるいは支給する。その他活動に必要なものは、派遣申請団体にて準備する。

5. ボランティア（隊員）の責務

- (1) 構成員は日頃より災害に関心を持ち、研修等に参加し研鑽し、災害時には可能な範囲で活動を行ない、活動には各自責任を負うこと。
- (2) ボランティア（隊員）はその活動に対し報酬を請求できない。
- (3) ボランティア（隊員）は活動により知り得た情報等を遺漏してはならない。